

国民年金保険料 まさかに備えて「免除申請」をしましょう

☎国保年金課 ☎43-9079 ☎八戸年金事務所 ☎44-1742(案内2→2)

会社を辞めたばかりの人や、学生の皆さんなどの中で、国民年金保険料を「経済的に納めるのがつらい」と思っている人はいませんか？未納のままだと、老後の年金や、まさかの事態にもらえる障害年金や遺族年金が受け取れなくなるかもしれません。保険料を納めるのにお困りの人にぜひ知ってもらいたいのが、国民年金の「免除・猶予制度」です。

申請免除制度	本人・配偶者・世帯主 の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。免除には「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の4つがあります。
納付猶予制度	学生を除く50歳未満の人で、 本人・配偶者 の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。
学生納付特例制度	収入が少なく納付が困難な20歳以上の学生は、 本人 の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。
産前産後免除制度	平成31年2月以降に出産した人を対象に、産前産後期間の保険料が免除されます。期間中は保険料を納付したものとみなされるので、すでに免除手続きや納付をしている人も、必ず届け出てください。(保険料を納付していた場合は後日還付されます)
法定免除制度	障害年金(基礎・厚生・共済)の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている人は、保険料が免除されます。

所得基準

	所得(単身の場合)	保険料(令和5年度)
全額免除・納付猶予	67万円	0円
4分の3免除	88万円	4,130円
半額免除・学生納付特例	128万円	8,260円
4分の1免除	168万円	12,390円

※失業や天災で被災した場合には、特例として所得に関係なく該当となる場合があります。

免除されると将来の年金は？

免除の区分に応じて一定の割合が年金額に反映されます。

	基礎年金の受取資格 (老齢・障害・遺族)	老齢基礎年金の 年金額
全額免除	○	8分の4
4分の3免除	○	8分の5
半額免除	○	8分の6
4分の1免除	○	8分の7
納付猶予・学生納付特例	○	×
保険料未納	×	×

ご注意ください!

一部免除の期間中の保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金額が減ったり、年金を受け取れなくなったりします。

将来の年金額を増やすために

免除、猶予、学生納付特例を受けた場合、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が減額されます。将来の年金額を増やすために、10年以内であれば免除等を受けた期間の保険料を納める「追納」ができます。ただし、3年度目からは当時の保険料に加算額がつきます。

申請手続き

- **窓口** ▷市庁本館1階 国保年金課7番窓口(学生納付特例は各市民サービスセンター、南郷事務所でも申請可能)
▷八戸年金事務所
- **持ち物** ▷マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの(マイナンバーカード、年金手帳、基礎年金番号通知書など)
▷離職票や雇用保険受給資格者証など(失業の場合)
▷学生証の写しまたは在学証明書(学生の場合)

※代理人申請の場合、委任状と代理人の身分確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)が必要です。

※申請内容によって提出いただく書類が異なりますので、事前に窓口へお問い合わせください。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例申請は、マイナポータルからでも申請できます。

マイナポータル

検索